

国会緊急事態委員会決定第29号

(「エpidemickの現状の下での必要な措置緩和」決定第29号) 6月13日付け)

(内容要点)

第1条 保健省(国立公衆衛生研究所)の提言に基づき、6月15日午前00時00分より、以下の国からのルーマニアへの入国者で症状がない者は、隔離を免除する。

オーストリア、ブルガリア、チェコ、キプロス、クロアチア、スイス、ドイツ、ギリシア、アイスランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、ノルウェー、スロバキア、スロベニア、ハンガリー

(このリストは、以下のルーマニア保健省国立公衆衛生研究所の以下のウェブサイトから確認可能。今後更新が行われる場合についても同様かと見られる。)

<http://cnsrbt.ro/index.php/liste-zone-afectate-covid-19/1798-lista-zone-afectate-valabila-de-la-15-06-2020/file>)

第2条 政府決定第394号で規定された条件の下で、上記の国との商用航空便が再開される。

第3条 上記の隔離措置の例外国のリストは、保健省により、毎週月曜日16時に見直しが行われる。その結果は、国家緊急事態委員会が許可した24時間後に発効する。

第4条 状況の悪化が確認された場合には、上記リストから削除され得る。

(在ルーマニア大注：この決定の原文全文

<https://www.mai.gov.ro/wp-content/uploads/2020/06/Hotarare-CNSU-nr.29-din-13.06.2020.pdf>)